

令和6年5月10日

保護者 様

茨城県立古河第一高等学校長 馬場 光夫

「ラーケーション（体験活動推進日）」について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより本校定時制の教育活動に対しご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では今年度より、すべての県立高等学校で、生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保することを目的としたラーケーション（体験活動推進日）を設けることになりました。つきましては、本校定時制でのラーケーション（体験活動推進日）につきまして、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 取得について

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日とする。なお、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 申請方法

本校定時制所定の体験活動推進カードに必要事項を記入し、原則として1週間前までに担任に申請する。

3 ラーケーションの日（体験活動推進日）を取得することができない日（期間）

- ・ 定期考査期間中及び考査の前後1週間、
 - ・ 入学式、新任式、始業式、終業式などの式典
 - ・ 体育測定や内科検診などの検診
 - ・ レクレーションマッチ、体育的行事、定通大会などの体育的行事
 - ・ 薬物乱用防止講話、交通安全講話、救命救急講習など外部講師を招いて行う講話
- その他、職員集会の協議においてラーケーションを認めないと判断された行事

※詳細については、本校定時制ホームページ「ラーケーションの日」を取得できない日（期間）一覧をご覧ください。

4 その他

（1）取得前

「体験活動推進日カード」を参考に計画を立てる。茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」を活用する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。

※茨城県が作成した「パンフレット」「リーフレット」は、本校ホームページに掲載します。

（2）取得後

生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなどして、活動の振り返りを行うこと。